

修繕工事請負契約について（平成28年度 焼却設備定期修繕）

次のとおり修繕工事請負契約を締結する。

平成28年8月5日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

1. 契約の目的 平成28年度 焼却設備定期修繕

2. 契約の方法 隨意契約

3. 契約金額 365,040,000円

4. 契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
商 号 JFEエンジニアリング株式会社九州支店
氏 名 支店長 有賀 守

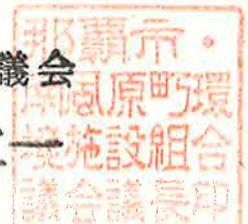
（提案理由）

那覇・南風原クリーンセンターのごみ処理施設全体の機能の保全・回復による安全・安定的な操業を目的とした「焼却設備定期修繕」を施工するため、この案を提出する。

平成28年8月5日 同 意

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 平良仁



修繕工事請負仮契約書

- 1 件 名 平成28年度 燃却設備定期修繕
- 2 場 所 那覇・南風原クリーンセンター（沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地）
- 3 工 期 自 議決の日
至 平成29年3月31日
- 4 請負代金額 ¥365,040,000-
うち消費税及び地方消費税の額 ¥27,040,000-
(注) 消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。
- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則（平成19年規則第5号）
第4条第1項第3号の規定に基づき、免除する。
- 6 前金払い 適用なし。
- 7 部分払い 適用なし。

上記修繕工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合修繕工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、修繕工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

平成28年7月19日

発注者 沖縄県南風原町字新川650番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間幹子

請負者 福岡市博多区博多駅東2丁目7番27号
JFEエンジニアリング株式会社九州支店
支店長 有賀守